

知的障害者が所持する療育手帳の運用に関する意見書

障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称であり、障害者手帳の所持者は障害者総合支援法の対象として、様々な支援策や、地方公共団体や事業者が独自に提供するサービスを受けることができる。

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳については、それぞれ身体障害者福祉法及び精神保健福祉法に基づき交付されているが、知的障害者に交付される療育手帳の制度については、現時点で法的な位置づけがなく、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等が要綱を定めて交付している。

そのため、療育手帳所持者が他の地方公共団体に転居した際に、障害自体に変更がないにもかかわらず当該判定に変更が生じる可能性や、正確な疫学統計が作成できない状況などが指摘されている。これまでも、療育手帳制度の運用の地域差により不都合が生じることがないように、全国統一的な運用を目指すべきといった意見が出されており、国においても現在、療育手帳判定用のアセスメントツールについての調査研究等が実施されているところではあるものの、いまだに療育手帳については運用方法の統一化はなされていない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、調査研究の成果を踏まえ、早急に療育手帳を法律に基づく全国共通の施策とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月21日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		